



広報
YOKOHAMA

よこはま

NO.782

1/7 横浜町消防出初式

令和8年

February

2 勝

人口のうごき(令和8年1月1日現在) 人口 3,937人(-13人) 男 1,991人(-6人) 女 1,946人(-7人) 世帯数 2,113世帯(±0世帯)



よこはまのニュース



横浜町青少年健全育成町民大会

12月5日(金)横浜小学校体育館において、横浜町青少年健全育成町民大会が開催されました。今年、「21世紀を担う子どもたちを非行から守るために～地域の子どもは地域でも守り育てよう～」の大会テーマのもと、横浜小・中学校PTA会長より大会宣言されました。また、弘前大学 名誉教授の清水紀人氏を講師に迎え、体を動かすことの大切さ等について講演後、運動遊びを行いました。

大会には、約120名の方が参加され、楽しく学び、楽しく体を動かし、親子や地域の方々と触れ合う良い機会ともなっていました。



自衛官募集相談員の委嘱状交付式が行われました



12月15日(月)、役場応接室において、自衛官募集相談員の委嘱状交付式が執り行われました。石橋勝大町長及び岡村正彦自衛隊青森地方協力本部長より、柏谷茂晴さん(14回目)と三國行雄さん(13回目)が委嘱されました。自衛官募集相談員の任期は2年間で、お二人とも引き続きご協力いただけることとなりました。

県下一斉年末特別警戒を実施

12月11日(木)に野辺地警察署協力のもと、横浜町防犯協会及び防犯指導隊による年末特別警戒を実施しました。飲酒運転の防止や冬道の交通安全を呼びかけるため、毎年年末に県下一斉で取締りをしています。

当日は防犯協会会長を務める石橋勝大町長をはじめとした犯罪予防班と、冬道の注意喚起を行う交通検問班に分かれ、それぞれで交通安全・防犯グッズの配布や呼びかけの他、町内において防犯パトロールを実施しました。



令和8年横浜町消防出初式



1月7日(水)横浜消防署前において、令和8年横浜町消防出初式が行われました。

横浜町消防団員と横浜町婦人防火クラブ員は、沖津賢一消防団長の指揮のもと石橋勝大町長の観閲を受け、防火・防災への気持ちを新たにしていました。式では、服装や姿勢の確認、機械器具点検、分列行進を行った後、横浜町トレーニングセンターにおいて、纏振り隊による力強い纏振りと、ちどり保育園幼年消防クラブによる元気なお遊戯が披露されました。また、勤続5年以上で特に成績が優秀であった団員に贈られる「横浜町消防団長章」の表彰が行われ、4名が表彰されました。

**** 横浜町消防団長表彰 表彰者 ****

・第1分団 第1部 団員 杉山 崇
・第2分団 第3部 団員 秋田 直人

・第1分団 第3部 団員 山道 生龍
・第3分団 第1部 団員 石井 謙太郎

澤谷雄士くん 青森県ジュニア学童野球選手権2025優勝報告



1月8日(木)役場応接室にて、あかまつスターズの澤谷雄士くん(横小5年)が石橋勝大町長へ表敬訪問し、青森県大会での優勝と全国大会出場を報告しました。小学校1～5年生で構成されたクラブが青森県内で46チーム集まる中、見事に優勝という成績を残しました。

澤谷くんは、2026年7月下旬に和歌山県で行われる高野山旗全国学童軟式野球大会に出場します。全国大会でもよい成績を残せるように頑張っしてほしいと思います。

今年も、め玉づくりで交流！！

吹越新生クラブ(会長 尾見隆士)では、小正月行事である「め(まゆ)玉づくり」を1月10日(土)午前9時から吹越生活改善センターで行いました。

柳の枝に最初に白のまゆ玉を、次に紅のまゆ玉を手際よく次々と花を咲かせ、11時半頃までかかりました。

まゆ玉に使ったもち米は、5月に田植え、9月に収穫したあかりもち(愛称:蛍の雫)で、今年是有畑や三保野地区からの参加もあり、記念写真後にはタラ汁を食べながら久しぶりの交流にも花を咲かせました。



交通死亡事故発生箇所の現場診断を行いました

令和7年12月7日の午後4時10分頃に、向平の国道279号上で交通死亡事故が発生しました。このことを受け、12月23日に石橋勝大町長、野辺地警察署長をはじめ、交通安全関係者が現場診断を行い、事故発生当時の状況等の確認をしました。

今回の事故は野辺地方面からむつ方面へ進行していた一般乗用車が横断していた歩行者と衝突し、歩行者が亡くなったものです。

事故が発生した夕方の日が暗くなり始めである「薄暮時間帯」は、事故が多く発生しやすい時間帯となっております。車を運転する際は、早めの点灯と交通ルールを順守し、安全運転を心がけましょう。また、悪天候時は、より一層、歩行者等に注意し運転をしましょう。

歩行者も道路を横断の際は安全確認を怠らず、反射材を身に着ける、反射材がついた衣服や目立つ色の衣服を身にまとう、道路を横断する際は横断歩道を利用する、なるべく明るい時間に外出するなど交通安全を心がけましょう。



令和7年度高校受験対策！冬期数学講習会を開催

1月6日(火)から9日(金)の午後4日間、ふれあいセンターで横浜中3年生を対象に、高校入試対策として冬期数学講習会を開催し、延べ88名が参加しました。

講師は、小中学校にて教員の授業改善や学習上のアドバイス等を行っている学力向上指導員の工藤正彦先生が務めました。

講習会は、高校入試予想問題、他県の公立高校過去問題等の演習、さらに個別の質問者への指導等を行いました。

参加した生徒たちは、自発的に教え合ったり、聞き合ったりしながら、熱心に粘り強く取り組んでいました。



マイナンバーカードで 自宅からe-Tax

スマホでも
できちゃう♪



e-Taxに必要なもの



- ✓ マイナンバーカード ※1
- ✓ マイナンバーカード読取対応のスマホ ※2 (又はICカードリーダー)
- ✓ マイナンバーカードのパスワード2つ

- ① 利用者証明用電子証明書のパスワード
(数字4桁)
- ② 署名用電子証明書のパスワード
(英数字6~16文字)

パスワードを忘れた場合やロックされた場合の対処法については、地方公共団体情報システム機構のホームページをご確認ください。



○令和7年分確定申告のお知らせ

税目	申告期限・納期限	口座振替日
所得税及び復興特別所得税	令和8年3月16日(月)	令和8年4月23日(木)
贈与税		
消費税及び地方消費税	令和8年3月31日(火)	令和8年4月30日(木)

○申告書作成会場

◇開設場所 十和田奥入瀬合同庁舎1階共用会議室

◇開設期間 令和8年2月16日(月)から3月16日(月)《土、日、祝日等を除く。》

◇開設時間 午前9時から午後5時

※ 申告書作成会場では、スマホ・マイナンバーカード(発行時に設定した暗証番号等を含む。)を使用しご自身で申告書を作成していただいております。

申告書作成会場の混雑緩和のため会場への入場には「入場整理券」が必要です。

入場整理券は、LINEによる来場予約を是非ご利用ください(来場予約の可能な期間が設けられています)。会場で当日券の配付も行いますが、数に限りがありますので、後日の来場をお願いすることがあります。

国税庁LINE公式アカウント
の友だち追加はこちらから



○お問合せ先 十和田税務署 個人課税第一部門 ☎0176-23-3153 (直通)

個人住民税の特別徴収について

従業員の個人住民税は「特別徴収」が原則です！

個人住民税とは、個人の県民税（県税）と市町村民税（市町村税）を併せた地方税のことで、市町村が賦課・徴収をしており、「地域社会の会費」として県と市町村の行政サービスを支える貴重な財源となっています。

個人住民税の「特別徴収」とは、所得税の源泉徴収と同様に、事業主が従業員に代わり、毎月支払う給与から個人住民税の税額を天引きし、納入する制度です。

県と市町村は、地方税法の要件に該当する事業主の皆様について、個人住民税の特別徴収義務者の指定に向けた取り組みを行っています。

特別徴収を行う事業主の皆様及び従業員の皆様におかれましては、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。まだ実施されていない事業主の皆様は特別徴収への切替えをお願いします。特別徴収の手続き等については、従業員の住所地の市町村へお問い合わせください。

◇お問合せ先 取り組み全般について

青森県上北県税事務所 納税管理課 ☎0176-22-8111（内線211～214）

令和7年青森県東方沖を震源とする地震による被害者に対する県税の減免等について

このたびの令和7年青森県東方沖を震源とする地震により、多大の被害を受けられた方々に心からお見舞い申し上げます。

被害を受けられた方々は、再建に努力されていることと思いますが、被害を受けられた方々が今後納付すべき県税（個人事業税、不動産取得税及び自動車税（種別割））については、被害の状況に応じ減免する等の措置を執ることとしております。詳しくは、最寄りの県税事務所に御相談ください。

青 森 県

『意図しないサポートサービス契約にご注意を！』

今回は、青森県消費生活センターに相談のあった契約トラブルについてご紹介します。

クレジットカードの請求がいつもより高額だと思い、カード会社に確認したところ、「お財布サービス」や「医療サポート」という全く身に覚えのない定額サービスの料金が1年ほど前から請求されていたことがわかりました。同じく1年ほど前、海産物販売の電話勧誘があり、数回購入しましたが、この海産物の購入時に定額サービスの契約がされていました。

この事例は、本人が気付かないうちに、本来の契約とは関係のない定額サービスの契約をさせる悪質な手口です。また、特に海産物の販売については、年末にかけて強引な電話勧誘の相談が多く寄せられます。特に、高齢者の方からの相談が多くなる傾向にあります。周囲の方の見守りで高齢者を悪質業者から守りましょう。契約トラブルで困った時は、消費者ホットライン188に相談してください。

<トラブルを避けるチェックポイント>

- 1 電話がきっかけの詐欺や悪質商法は多い
- 2 不審な電話は電話機の迷惑電話対策機能を活用して断ち切る
- 3 契約トラブルで困った時は消費者ホットライン188に早めに相談する

青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
テルミちゃん
☎(TEL Me)



令和8年度（令和7年分）住民税、所得税の申告について

- ◆受付期間 令和8年2月12日(木)から3月13日(金)【土・日・祝日を除く。】
※期間中、土・日・祝日受付は、令和8年3月1日(日)限り。
- ◆受付時間 午前9時～午後3時30分【午前11時30分～午後1時を除く。】
- ◆受付場所 役場1階 申告特設会場（正面入口を入れて左側）

(1) 申告が必要な方

令和8年1月1日現在、横浜町に住民登録がある方

※収入がない方も申告が必要です。（国民健康保険税や介護保険料の算定、児童手当、福祉サービス、課税（非課税）証明書の発行等に必要となります。）

(2) 申告が不要な方

- ・ 税務署で所得税の確定申告をする（した）方
- ・ 給与所得者で勤務先から横浜町へ給与支払報告書が提出されている方
- ・ 公的年金に係る雑所得だけで、源泉徴収票に記載された控除以外に申告すべき控除がない方

(3) 申告に必要なもの

対象	必要書類など
全 員	<ul style="list-style-type: none"> ①マイナンバーカード、又はマイナンバー通知カードと本人確認書類（運転免許証など） ②通帳、キャッシュカード等、本人名義の口座番号が確認できるもの
所得関係	<ul style="list-style-type: none"> ①給与・年金所得者：源泉徴収票（原本） ②営業・農業・不動産所得者：収支内訳書（※1） ③一時所得のある方：生命保険等の満期返戻金などの証明書 ④雑所得のある方：個人年金等の金額がわかる証明書 ⑤譲渡、配当所得のある方：売買契約書、証明書等収入金額や必要経費がわかるもの ⑥太陽光発電設備を設置している方：設置費用・年間発電量・売却電力量・売電収入がわかる書類
控除関係	<ul style="list-style-type: none"> ①社会保険料（国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料等）の領収書や納付証明書 ②生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料を支払った証明書 ③その他（医療費の明細書（※2）（領収書等）、雑損控除に係る領収書、障害者手帳、介護保険に係る障害者控除対象者認定書など）

- ※1 収支内訳書については整理・集計済みのものについて受付します。されていない場合は整理・集計後に受け付けします。また、送付は行っておりませんので必要な方は税務課窓口までお越し下さい。
- ※2 医療費の明細書については、医療を受けた人ごと、病院ごとに集計をお願いします。

(4) 申告日程表

受付日	対象町内名	受付日	対象町内名
2/12 (木)	善知鳥、ちどり町、烏帽子平	2/27 (金)	旭町・館町・椈名木
2/13 (金)	豊栄平・幸町	3/1 (日)	平日に来られない方
2/16 (月)	松栄・向沢	3/2 (月)	新町・塚名平
2/17 (火)	中吹越	3/3 (火)	桧木
2/18 (水)	吹越	3/4 (水)	大豆田
2/19 (木)	百目木	3/5 (木)	鶏沢
2/20 (金)	向平・緑町	3/6 (金)	有畑
2/24 (火)	三保野	3/9 (月)	浜田
2/25 (水)	新丁全域	3/10 (火)	期間中申告出来なかった方
2/26 (木)	大町・浜町	3/13 (金)	

◇お問合せ先

横浜町役場 税務課 ☎ 78-2111

～スマートフォンでも確定申告ができます～

マイナンバーカードを取得していて、マイナンバーカードを読み取れる対応スマートフォンを所有している方は、スマートフォンにて確定申告をすることができます。スマートフォンで確定申告を行うと添付書類の省略や、混雑する確定申告会場に行く必要がありません。(ただし、添付書類はご自宅で5年間保存していただく必要があります。)スマートフォンでの申告なら24時間いつでも申告することができるので大変便利です。



information

横浜あさひ幼稚園園児募集案内

令和8年度の横浜あさひ幼稚園、入園希望園児を募集します。

◆横浜あさひ幼稚園の教育目標

- ・他人を信じる心を培い、未来社会のよりよい社会人としての基礎を育てます。
- ・幼児のすばらしさを発見し、育て、活かす指導を生活の基本とします。
- ・異文化との触れ合いを行います。

◆入園対象児

満1歳6カ月から就学前まで

◆入園検定

親子の面接により行います。

◆学費

幼児教育新制度により全額補助されます。

◆幼稚園の特典

通園はすべて送迎バスにより行います。

・制服、園かばんはすべて貸与されます。

◆子育て支援センター

特色教育補助制度事業
◇利用日 祝祭日と年末年始を除く全日

◇利用時間

午前8時～午後5時(居残り)は平日午後0時30分～午後5時) ※時間は要相談。

・無料で利用できます。
・土曜日、夏季・冬季長期日利用できます。

◇お問合せ・申込み

横浜あさひ幼稚園
☎(78) 6041
FAX 0175(78) 6041

横浜町鶏ヶ嶮遺跡と六ヶ所村弥栄平(1)遺跡の発掘作業員を募集しています

◆任用期間

鶏ヶ嶮遺跡
令和8年5月12日(火)～同年7月16日(木) (予定)

◆勤務場所

令和8年5月12日(火)～同年11月12日(木) (予定)

◆勤務場所

鶏ヶ嶮遺跡
横浜町字鶏ヶ嶮地内
弥栄平(1)遺跡

六ヶ所村大字尾駸字表館地内

◆給料

日額9,420円(予定)

◆募集人数

鶏ヶ嶮遺跡 15人程度
弥栄平(1)遺跡 45人程度

※書類選考・面接あり。未経験者可。

◆申込方法

市販の履歴書(必ず写真貼付) 1通に必要事項を記入して郵送してください。その際、返信用封筒2通(長形3号(120×235mm) 110円切手貼付済)と(角形2号(240×332mm) 180円切手貼付済)を同封してください。いずれも住所氏名を記載。

◆締切

鶏ヶ嶮遺跡は令和8年2月20日(金)、弥栄平(1)遺跡は2月27日(金)まで。※応募者多数の場合は、事前に締め切る場合があります。

◆その他

令和8年度予算成立を前提とした募集のため、予算成立状況によっては、募集の中止や採用の取りやめ、勤務条件の変更等を行う場合があります。詳細は当センターホームページ

ムページ
<https://www.ao-main.jp>
またはハローワークでご確認ください。



◆お問合せ

青森県埋蔵文化財調査センター
☎017(788) 5701

行政懇談会のお知らせ

下記の日程で行政懇談会を開催しますので、町民の皆様のご参加をお待ちしております。行政懇談会では、来年度の主要事業などをご説明した後、参加者との意見交換を予定しております。

◆北地区

日時 令和8年3月16日(月) 午後6時30分
場所 有畑町内会館

◆本町地区

日時 令和8年3月17日(火) 午後6時30分
場所 横濱町ふれあいセンター

◆南地区

日時 令和8年3月18日(水) 午後6時30分

○場所 南地区老人憩いの家
◆お問合せ
横濱町役場 総務課
☎0175(78) 2111
(内線328)

南の島で国際交流/野外活動第50回記念ちびっこ探検学校ヨロン島 参加者募集

公益財団法人国際青少年研修協会では、『第50回ちびっこ探検学校ヨロン島』の参加者を全国より募集しています。

この事業は、沖縄に近い南の島『ヨロン島』のサンゴ礁の海と美しい自然の中で、全国から参加する仲間(日本人・外国人)との民宿での共同生活や、様々な野外活動(海水浴、イカダ作り&イカダこぎ、さとうきび刈り&絞り、洞窟探検など)を通して言葉や習慣の違いを乗り越え、友達作りの楽しさ(コミュニケーション力)を知り友情を深め、お互いに協力し助け合(協調性)、積極的にチャレンジする心(自主性)や国際感覚を養う良い機会です。

◆期間

3月26日(木)～4月1日(水) 6泊7日

◆場所

鹿児島県大島郡与論町

◆説明会

※説明会（対面式・オンライン）の詳細につきましては本会IPをご覧ください。

◆定員

日本人小学生120名、外国人小学生70名（小学2年生～6年生 2月未）

◆申込締切 3月5日（木）

お申込順にて受付いたします。

◆主な出発地別参加費

※全国各地より参加できますので、本会までお問い合わせください。

※家族割・友達割が利用できません。

◆お問合せ

◇公益財団法人 国際青少年研修協会

東京都豊島区東池袋1丁目18番1号 Har ez a T o w e r 20階
☎03（6825）3130

2月「相続登記はお済みですか月間」

2024年4月1日から、相続登記が義務化されました。この日以前に亡くなった方の相続についても相続登記義務は適用されますので、こ

れまで手つかずで放置されていたり、遺産分割協議が成立しないためにやむを得ず手続きを中断していた相続などについて、2027年3月31日までに相続登記をしなければなりません。また、相続登記は早めに終わらせておくことが重要です。

青森県司法書士会では、毎年2月を「相続登記はお済みですか月間」としております。

ぜひこの機会にお近くの司法書士にご相談ください。

◇お問合せ

青森県司法書士会
☎017（776）8398
FAX017（774）7156

放送大学からのお知らせ

放送大学では、「大学を卒業したい」「働きながらスキルアップしたい」「学びを楽しみたい」「空いた時間を有効に使いたい」など、それぞれの目的で様々な年代や職業の方が学んでいます。

入学試験がなく、「学びたい」という気持ちがあれば誰でも入学できます。

令和8年度公立小川原湖青年の家の利用料金改定のお知らせ

公立小川原湖青年の家では、令和8年4月1日（水）より以下のとおり食費・シーツ洗濯料を改定することになりました。皆様のご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

◇お問合せ
公立小川原湖青年の家
☎0176（56）2393

受講から単位認定試験までオンラインでできるため、今の時代の学び方としても注目を集めています。

2026年3月16日まで資料を無料でお送りしますので、お気軽にご請求下さい。詳しくは、放送大学ウェブページをご覧ください。
<https://www.ouj.ac.jp>

◆出願期間

放送大学青森学習センター
☎0172（38）0500
八戸サテライトスペース
☎0178（70）1663

令和8年度公立小川原湖青年の家の利用料金改定のお知らせ

公立小川原湖青年の家では、令和8年4月1日（水）より以下のとおり食費・シーツ洗濯料を改定することになりました。皆様のご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。



食費	一般 （※未就学児以外）	
	旧料金	新料金
朝食	400円	500円
昼食	400円	500円
夕食	500円	600円

※未就学児は1/2の価格

シーツ洗濯料	旧料金	新料金
1泊～3泊	264円	300円
以降3泊ごと	264円	300円

赤十字活動にご支援を
お願ひします

あなたの支援は、大切な誰かを救う力になる。災害や事故、病気など、思いがけない困難に直面した人びとに寄り添い、赤十字は、いのちと健康を支える活動を続けていま

す。災害時の救援、防災・減災や救急法の講習、ボランティア活動、青少年の育成、そのすべては、皆さまの思いやりによって成り立っています。あなたの支援が、見えな

い誰かの「ありがとう」につながり、その一歩が、大切ないのちを守る確かな力になるのです。赤十字の活動は、皆さまからの会費や寄付金によって支えられています。

どうか、あなたがたいご声援をよろしくお願ひいたします。

◇お問合せ

〒03010861
青森市長島1丁目3番1号
日本赤十字社青森県支部
総務課 会員係
☎017（722）2011

日本赤十字社青森県支部横濱町分区分
担当課 横濱町役場 福祉課
☎（78）2111（内229）

赤十字は、動いてる！

日本赤十字社

日本赤十字社

日本赤十字社

日本赤十字社

日本赤十字社

日本赤十字社

日本赤十字社

日本赤十字社

日本赤十字社

日本赤十字社

交通災害共済に家族そろって加入しましょう

年間350円で、ご家族に大きな安心を。自動車事故はもちろん、自転車の事故でも見舞金が支払われます。

◆会費

年間1人 350円

◆共済期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※令和8年4月1日以降加入の場合、加入した日から令和9年3月31日まで

交通事故による死亡または災害の程度に応じて見舞金をお支払いする

交通災害共済に

家族そろって加入しましょう

交通事故で被災した場合は、必ず警察に届けましょう。

事故の程度にかかわらず、交通事故は警察署への報告義務があります。自転車等の単独事故や相手方が不明な事故、同乗者の届出も同様です。

届け出ない場合、交通事故証明書は発行されません。共済見舞金等の請求には、自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書が必要です。

会員の資格

(1) 青森県内の市町村の住民基本台帳に登録されている方。
(2) 上記の方と生計を一にしている方であって、従事又は就学のため別居している方。
(3) (1) 既婚の方であって、県内にある学校等に在学している方。

会費

年間1人 途中加入の場合も同額です **350円**

加入受付

2月2日(月)から予約加入開始
お住まいの市役所又は町村役場の窓口へ

共済期間

令和8年4月1日から 途中加入の場合も
令和9年3月31日まで 3月31日まで

ボールペンで記入して下さい。

⑧ 青森県交通災害共済加入票(支部用)

加入者番号	加入者氏名	性別	年齢	住所	会費
1			1.A		300円
2			2.A		300円
3			3.A		1,000円
4			4.A		1,000円
5			5.A		1,700円

加入票は切り取らずに加入の申込先へご持参ください。
●一人年間三五〇円・一人一口です。
●この加入票は大切に保管してください。
●返向もご覧ください。

共済期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
※会費受取人が同一家族の場合は「加入者氏名の番号」でも可。
(注)・参加料および取扱費のないものは無効。ただし団体加入の場合は取扱費のみでも可。

青森県交通災害共済組合

加入申込み希望の方は、折込みチラシに必要な事項を記入して提出してください。

◆お申込み

それぞれの加入方法について確認し、二重加入とならないようご注意ください。

① 役場総務課窓口にてお申込みできます。

② 園児・児童・生徒は学童団体として各学校等で取りまとめます。

※交通安全母の会による各家

庭訪問・取りまとめは実施いたしません。加入申込みは役場総務課窓口にて個人でお願います。

なお、役場への移動手段がない、歩くのが困難といった事情により、世帯訪問による取りまとめをお願いしたい場合は、一度役場総務課へご連絡をお願いします。

◆お問合せ

横浜町役場 総務課
☎(78) 2111 (内321)

離婚と子供をめぐるルールが新しくなります!

令和8年4月1日より、改正民法が施行され、離婚後に父母双方を親権者として定める共同親権を選択することができるようになります。また、離婚時に養育費の取り決めをしていなくても、一定額の法廷養育費を請求することができますようになります。

話し合いでまとまらない場合は、家庭裁判所の手続を利用して解決を図ることも考えられます。手続案内や申立書については、裁判所ウェブサイトでご案内しております。また、今回の法改正による内容を詳しく知りたい方は、特設ページ「離婚と子供をめぐる新しいルールについて」をご覧ください。

◆お問合せ

青森地方裁判所総務課庶務係
☎017(722) 5421

宮下知事が出向いて県民の皆さまの声を聴きする、県民対話集会「#あおばな」の

◆対象

実施団体を募集します。県内所在の10名程度の参加者が見込まれる団体等

○募集期間

令和8年2月13日(金)～2月27日(金)

○実施期間

令和8年4月20日(月)～6月30日(火)

●応募方法

専用応募フォームから申込



【県庁ホームページ】

◆お問合せ

青森県総務部広報聴課
☎017(734) 9138

被害者支援活動員 第15期生募集中

あおもり被害者支援センターは、犯罪・交通事故により被害を受けた方やそのご家族、ご遺族に各種支援を行う民間の被害者支援ボランティア団体です。現在、被害者支援活動員を募集しております。あなたも私たちの活動に参加してみませんか。詳しくは事務局へお問い合わせください。

◆お問合せ

あおもり被害者支援センター
017(718)2085

無料法律相談所 開設

横浜町社会福祉協議会では、横浜町総合相談支援事業の一環として、法律に関するトラブルやお悩みに寄り添う無料法律相談を開催いたします。

弁護士による個別相談が受けられる貴重な機会です。ぜひお気軽にご利用ください。 ※相談は予約制です。事前にお電話またはLINEでご予約をお願いいたします。

◆開催日時

○令和8年2月10日(火)
午前10時30分から

◆開催場所

○横浜町ふれあいセンター「健康相談室」

◆弁護士

○LRT法律事務所
山口 最史 氏

◆申込期間

○令和8年2月6日(金)まで

◆お問合せ・予約申込先

横浜町社会福祉協議会
☎(78)2067
●「LINE」下記QRコード

↓から友だち追加で予約できます。



◆その他

◇弁護士の「利益相反」にあたる場合、相談をできない場合があります。(相談内容の相手方が今回の担当弁護士の事務所と相談している場合など)

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

◆「高額介護合算療養費の支給申請のお知らせ」の送付について

後期高齢者医療制度に加入している方で、医療費と介護サービス費の自己負担額の1年分(令和6年8月1日〜令和7年7月31日)の合算額が限度額(※表参照)を超えた場合、その超えた金額が支給されます(500円以下の場合対象外)。世帯内に後期高齢者医療制度に加入している方が複数いる場合は、世帯で合算して支給額を計算します。支給要件に該当するとと思われる世帯には、2月下旬(予

所得区分		後期高齢者医療+介護保険
現役並み所得者Ⅲ※1		212万円
現役並み所得者Ⅱ※2		141万円
現役並み所得者Ⅰ※3		67万円
一般Ⅰ	一般Ⅱ	56万円
低所得者Ⅱ※4		31万円
低所得者Ⅰ※5		19万円

※1：課税所得690万円以上の方
 ※2：課税所得380万円以上690万円未満の方
 ※3：課税所得145万円以上380万円未満の方
 ※4：世帯員全員が住民税非課税の方
 ※5：世帯員全員が住民税非課税の方のうち、世帯員全員の各所得金額が0円の方(公的年金の場合は収入が年額80.67万円以下)
 自己負担額は、支払った額から高額療養費や高額介護(予防)サービス費を除いた額です。

定)に青森県後期高齢者医療広域連合から「支給申請のお知らせ」を送付します。お知らせが届いた方は申請してください。

- ・介護保険被保険者証
- ・個人番号確認書類(マイナンバーカードまたは通知カード)
- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、住基カード、障がい者手帳など身元のわかるもの)
- ・印鑑(認印)※申請者と受領者が異なる場合は両者の押印が必要です。
- ・通帳(または通帳のコピー)等口座情報のわかるもの

対象期間中に後期高齢者医療制度に加入した方や転入してきた方等がいる世帯には、支給対象となる世帯でも「支給申請のお知らせ」が送付されない場合がありますので、対象になると思われる方はお問い合わせください。

○申請に必要なもの

- ・支給申請書
- ・支給申請のお知らせ
- ・マイナ保険証又は後期高齢者医療資格確認書

※被保険者以外の方が申請する場合は委任状が必要です。

※被保険者が亡くなられている場合は受領申立書の提出が必要です。(事前に提出した場合は不要です。)

※被保険者以外の方が申請又は受領する場合は委任状が必要です。

※対象期間中に青森県後期高齢者医療以外の医療保険や他市町村の介護保険の加入歴と、自己負担額がある場合は、それらの保険の自己負担額証明書が必要です。

※成年後見人が申請される場合は、登記事項証明書(3か月以内に発行されたもの)をお持ちください。

※マイナ保険証がある場合は、個人番号確認書類及び本人確認書類は不要です。

◆医療費通知書の送付・コールセンターの設置について

医療費通知書は、ご自身の受けた医療の状況を知っていただくためにお送りするお知らせです。
例年、年1回医療費通知書

医療費通知書に関してご不明な点がございましたらコールセンターへご連絡下さい。

	送付時期	記載された診療月
1回目	2月中旬	1月～11月診療分
2回目	3月中旬	12月診療分

を送付していましたが、今年度より医療費通知書を活用して医療費控除の申告をされる方々の利便性向上のため、年2回送付します。

2月中に確定申告される方は、11ヶ月分の医療費通知書と医療機関発行の領収書(12月診療分)をご活用願います。

また、マイナンバーカードをお持ちの方は、確定申告に活用するための1年分の医療費通知情報を、例年、2月9日からマイナポータルで取得可能です。

◆お電話の際は、被保険者番号がわかるもの(資格確認書等)をご用意ください。

◆後期高齢者医療費通知書

コールセンター

☎0120(905)244

◆受付期間

令和8年2月2日～令和8年3月19日まで(土日祝を除く)

◆受付時間

午前9時～午後5時

◆お問合せ

横浜町役場 町民課

☎(78)2111(内216)

青森県後期高齢者医療広域

◆連合

☎017(721)3821

横浜町高校生通学等助成金の申請について

横浜町内の高校生、または特別支援学校の児童生徒が県内の高等学校等に通学する際に係る費用や下宿等にかかる家賃の費用の一部を助成します。

◆日時

令和8年2月1日から3月10日まで(土日祝日は不可)

◆受付時間 9時から16時

◆受付場所

横浜町教育委員会

(横浜町ふれあいセンター)

◆対象者

通学する児童生徒の保護者が横浜町に住民票があり、かつ、居住実態が認められること

◆対象期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日までの通学等にかかった費用

◆助成内容

自宅から通学の場合(電車等)

通学定期等購入の実費から4分の3の額(1月あたり)

の上限1万円)

○自宅外からの通学(下宿等)

下宿等にかかる家賃支払金額の実費から4分の3の額

(1月あたりの上限2万円)

※ただし、計算の結果、百円未満端数があるときはこれを切り捨てる。

◆その他

詳しくは下記のQRコードから町ホームページをご確認ください。

※申請書もこちらで配布しています。

2月は

- ・国民健康保険税 第8期
- ・後期高齢者医療保険料 第7期
- ・介護保険料 第7期

の納期限です。



◆お問合せ
横浜町教育委員会教育課
☎(78)6622



人権擁護委員及び行政相談員のお知らせ

◆行政相談委員 (行政が行う仕事についての苦情・意見等)

○若佐 昭男 (三保野154番地4)

TEL 78-3762

○総務省青森行政監視行政相談センター

TEL 0570-090-110

◆みんなの人権110番 TEL 0570-003-110

◆女性の人権ホットライン TEL 0570-070-810

◆人権擁護委員 (人権に関する相談)

○若佐 昭男 (三保野)

○上野 洋子 (幸町)

○杉山 昌志 (緑町)

◆子どもの人権110番

TEL 0120-007-110

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します！

令和8年7月19日の任期満了に伴い、新たに農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します。

	農業委員	農地利用最適化推進委員
主な役割	農地の権利移動及び転用の許認可、遊休農地の発生防止・解消の推進、担い手への農地の集積・集約化、新規参入の促進に関する業務、現地調査及びパトロール等。	担当区域において地域の農業者等との話し合いの推進、農地利用の集積・集約化の推進、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など農地利用の最適化のための活動。
対象者	○農業に関する識見を有する者であること。 ○農地等の利用の最適化に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者であること。	○農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者であること。 ○担当区域において、農地等の利用の最適化の推進のため活動ができる者であること。
募集資格	○横浜町内に住所を有する者。 ○次の要件のいずれかに該当する者は委員となることはできません。 ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・町の職員（特別職は除く）	
募集人数	9人	北 地区 2人 本町地区 2人 合計6人 南 地区 2人
委嘱期間	令和8年7月20日～令和11年7月19日 ※農地利用最適化推進委員は任命日から令和11年7月19日	
報酬	基本月額 15,000円のほか 農地利用の最適化に必要な活動に応じた報酬 会議出席や現地調査等の際には別途交通費支給	基本月額 10,000円のほか 農地利用の最適化に必要な活動に応じた報酬 会議出席や現地調査等の際には別途交通費支給
応募方法	自薦または推薦（団体による推薦または3人以上連名の推薦）による。 規定の様式に必要事項を記入のうえ、郵送又は持参により下記に提出してください。 様式は、農業委員会事務局と総務課に準備してあります。また、ホームページにも掲載しております。 ※ファックスや電子メール等による申し込みは出来ません。	
募集期間	令和8年2月2日(月)～令和8年2月27日(金)【必着】	
お問い合わせ・提出先	横浜町役場総務課・横浜町農業委員会 〒039-4145 横浜町字寺下35番地 電話 0175-78-2111 内線 230・352	横浜町農業委員会 〒039-4145 横浜町字寺下35番地 電話 0175-78-2111 内線 230・352



このページに関するお問い合わせはこちら

健康みらい課 ☎0175-73-7733

COPD（慢性閉塞性肺疾患）について知っていますか？

COPD は、慢性閉塞性肺疾患と呼ばれる生活習慣病のひとつです。主に長年の喫煙習慣や肺の成長障害が原因となって、徐々に呼吸機能が低下していく肺の病気です。

最近では全身の炎症を伴い、さまざまな他の内臓疾患を合併することが多く、フレイル・サルコペニアの原因となることも注目されています。

原因

主な原因はたばこです。患者の多くが喫煙者又は喫煙経験者と言われています。

症状

初期は無症状で、ゆっくりと進行します。歩行時や坂道・階段での息切れ、長引くせきやたんがみられます。また、風邪をひくと長引いたり、繰り返したりすることもあります。

特徴

症状を自覚したころには、病気がかなり進行していることが多く、壊れてしまった肺胞や肺機能がもとどおりに治りません。



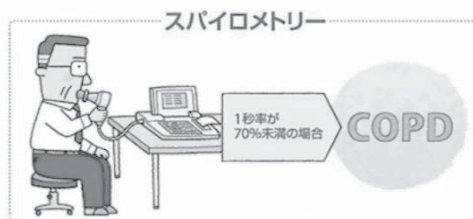
- 1日に何度も咳が出る
- 黄色や粘り気のあるたんがでる
- 階段を上り下りすると息切れがする
- 呼吸をするとゼイゼイ、ヒューヒューをいう音（ぜんめい）がする
- 運動後になかなか動悸がおさまらない

もし、上のような症状が続くときは COPD の可能性があります

早期発見・早期治療を心掛けましょう

COPD に思い当たる症状がある人は、迷わず医療機関で検査を受けましょう。身体所見とスパイロメーター（スパイロメトリー）という機器を用いた呼吸検査で簡単にわかります。

低下してしまった肺の機能を完全に元に戻すことはできませんが、**早期発見して適切に治療することで、病気の進行を防ぎ、生活の質を保つことができます。**



COPD に診断された場合には**禁煙**だけでなく、日ごろの生活習慣を整えて重症化を防ぐことが大切です。十分な栄養を摂取して体力を保ち、適度な運動習慣を身につけること、風邪やインフルエンザ予防のために**手洗い**や**予防接種**を受けることをお勧めします。

健康測定会のお知らせ

健康測定会を実施します！血圧、血管年齢、体組成測定ができるほか、保健師・管理栄養士による個別相談も行いますので、お気軽にご参加ください。

●2月18日（水） 菜の花にここセンター 時間 13:30～15:30

健康アップポイント
(100P) 対象！

※健康相談のみの利用も可能です。健康アップポイント、健康手帳をご持参ください



消 防 署 通 信

住警器設置で
安全な暮らし

～住宅用火災警報器の設置をお願いします～
住宅用火災警報器の設置により、火災発生時、初期消火や避難行動を早め、被害を最小限に抑えることができます。



◎ ホームタンクの点検について ◎

令和7年12月8日23時15分頃に発生した青森県東方沖の地震の影響によりホームタンクの転倒、油漏れが多数発生しました。

油が漏れると、火災の発生や環境汚染に繋がります。また、所有者が、漏れた油を片付ける費用を負担することもあります。

冬期間は油の流失事故が発生する時期でもあるため、被害拡大を防ぐためにも、チェックポイントを参考にして、今すぐ点検をしましょう。

チェックポイント

- ① タンク外観にさびや変形が無いか
- ② 油量ゲージの使用量に異常はないか、また破損等はないか
- ③ 通気管に目詰まりがないか
- ④ 脚部の固定はしっかりしているか
- ⑤ 配管の腐食、変形等はないか
- ⑥ ストレーナーの汚れ、ひび割れ等はないか
- ⑦ 漏えい箇所はないか



※実際にホームタンクを確認してみてください。

◎ 除雪作業時の留意事項 ◎

～除雪作業でのケガや事故を防止するために次のことに注意しましょう!!～

- ① 一人で行わず、複数人で作業しましょう。
- ② 安全な服装、装備で作業しましょう。
- ③ 高所での作業時は命綱・安全帯を使いましょう。
- ④ 屋根の雪下ろし、作業中の落雪は特に注意しましょう。
- ⑤ 除雪機は正しく安全に使用しましょう。
- ⑥ はしご等を使用する場合は、しっかり固定しましょう。
- ⑦ 無理な作業はやめましょう。



住民のまど

◎ご結婚おめでとうございます

- （もり た 勝 頼 (一号新丁)
- （あ べ 優 里 (一号新丁)

◎おくやみ申し上げます

- 上 路 ハ マ (93) (一号新丁)
- 三 浦 ミツエ (85) (二号有畑)
- 市 沢 守 衛 (92) (一号新丁)
- 川 端 神之助 (84) (三保野)
- 七 戸 昭 喜 (70) (松 栄)

『住民のまど』の掲載について

婚姻、出生に関して、広報への掲載を希望される方は役場町民課へお申し出下さい。

おくやみ欄については、町民課窓口へ届出される際に、掲載の可否を確認しております。また、休日届出等の場合は事前に役場へ連絡をお願いします。

農業委員会定例総会のお知らせ

定例総会では、農地法に基づく審議、及びその他の法令に基づく審議がされます。次の定例総会の日程は以下のとおりです。

- ◇定例総会日時 3月10日(火) 13時30分～
- (・申請の締切日 2月20日(金))
- ※毎月農業者年金の相談受付を行っています。

ぐるっとNAVI 上十三・十和田湖 広域定住自立圏情報

東北町

公立ぎんなん寮

春の訪れ クリスマスローズと雪割草フェア

- ・開催日時 2月21日(土)～3月1日(日) 10:00～14:00
- ・開催場所 公立ぎんなん寮直売所ハンズ および大温室周辺

【販売品】

〈園芸商品〉クリスマスローズ、雪割草鉢花各種、観葉植物、多肉植物など
〈ハンズ〉福祉施設商品、ドライフラワーなど

【催事】

★園芸商品は表示価格より10%割引(一部商品除く)

★園芸商品などを購入された方に、イベント期間終了後に使用できる割引券を配布

- ・お問合せ 上北地方教育・福祉事務組合 公立ぎんなん寮 ☎0176-56-5121



駐在所 通信

横浜駐在所 ☎78-2110

～夜間の交通事故は防止しよう～

冬期間は、日没が早く、夜間にかけて、交通事故が増加する傾向にあります。この時間帯は、周囲の視界が徐々に悪くなり、自動車や歩行者の発見が互いに遅れたり、距離や速度が分かりにくくなります。

夜間の事故を防ぐポイント

○交差点の右折車両(右折先を十分に照らせない)

車のヘッドライトは、対向車を幻惑しにくいよう設計されているため、歩行者が思っているほど右側を照らせていません。

そのため、車の運転手は、横断している歩行者に気が付かないことがあります。車の運転手の皆さんは、右方には特に注意して車の特性を踏まえた上で運転するようにしましょう。歩行者の皆さんは「車の運転手から見えていないかもしれない」と考え、車の動きに注意しましょう。

○明るい目立つ色の服の着装・反射材の着用

夜間に外出するときは、反射材の活用が効率的です。

「反射材を着用している歩行者」は「反射材を着用していない歩行者」よりも2倍以上手前で発見できると言われています。また、夜間は視認性が悪くなるため、明るい色の服装や反射材の着用を心がけ、目立つ工夫をしましょう。

～子供に関する相談は少年サポートセンターへ～

＜少年相談活動＞

悩みを抱えているお子さん自身、保護者の方などから内容を問わず相談に応じます。相談には、少年問題の専門職員である「少年補導職員」が対応します。

＜継続的な支援活動＞

少年や保護者の抱えている問題や悩みが○エスカレートしない○繰り返さないよう、また、犯罪の被害に遭った少年の精神的被害の回復・軽減を図り、○再被害に遭わないよう少年や保護者に寄り添い、継続的な支援を行っています。

○青森少年サポートセンター

新町センター(警察本部内) ☎0120(58)7867

安方センター(青森警察署内) ☎017(776)7676

○八戸サポートセンター

(八戸警察署内) ☎0178(22)7676

受付時間:月～金8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)

～110番は緊急通報ダイヤルです～

110番は緊急の事件・事故のための緊急通報ダイヤルです。緊急以外の要件は、最寄りの警察署、もしくは交番・駐在所まで悩み、相談は警察相談専用電話「#9110」までご連絡ください。

～2月の早め点灯時間は午後4時です～

令和7年12月末の人身事故・物損事故発生状況

区分	令和7年						令和6年			前年比		
	12月中(単月)			12月末(累計)			12月末(累計)			発生	死者	傷者
	発生	死者	傷者	発生	死者	傷者	発生	死者	傷者			
人身事故	3	1	2	7	1	10	9	1	10	-2	±0	±0
物損事故	15			102			89			+13		

毎月1日は「県民交通安全の日」・15日は「高齢者交通安全の日」



1/7 横浜町消防出初式
ちどり保育園幼年消防クラブ



12/25 ちどり保育園クリスマス会



1/6 第二ちどり保育園新年お楽しみ会



1/9 ちどり保育園 新年会

むし歯ゼロの子 2歳児



三津谷 柊煌くん

むし歯ゼロの子 5歳児



杉山 直幸くん



清水 陽斗くん

2月の行事予定

1	日		15	日	
2	月		16	月	☎育児相談
3	火	ちどり保育園 防火祈願豆まき会 第二ちどり保育園 豆まき会、☎3歳児健診	17	火	
4	水		18	水	☎健康測定会
5	木		19	木	
6	金		20	金	
7	土		21	土	横浜あさひ幼稚園 3学期参観日
8	日		22	日	
9	月		23	月	天皇誕生日
10	火	横浜小学校 一日入学	24	火	
11	水	建国記念の日	25	水	☎みらいCafé
12	木		26	木	☎民児協定例会 横浜小学校 参観日
13	金		27	金	
14	土		28	土	

お問合せ

☎福祉課 ☎78-2111

☎健康みらい課 ☎73-7733

広報1月号にて漢字間違いがありましたので、お詫びして訂正いたします。

・18ページ 和泉 圭佳 → 和泉 圭香